

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目次

告示

○県外の区域から家畜等の移入を禁止する件二件

告示

福島県告示第四十六号の二

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

愛知県内の次に掲げる区域

平成二十三年愛知県告示第四十二号の四に掲げる区域

(畜産課)

福島県告示第四十六号の三

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

宮城県内の次に掲げる区域

家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成二十三年宮城県告示第六十八号の二)の三、

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成二十三年宮城県告示第六十八号の三)

の三、家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成二十三年宮城県告示第六十八号の四)

の三、家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成二十三年宮城県告示第六十八号

の五)の(3)及び二の(3)並びに家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成二十

三年宮城県告示第六十八号の六)の(3)及び二の(3)に掲げる区域

(畜産課)